

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（瓦礫等の発生量及び保管容量に関する変更）に係る面談
2. 日時：平成28年12月6日（火）14時00分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議スペース
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
伊藤特殊施設審査官、小野係員
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 担当2名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、平成28年11月25日の面談におけるコメントについて、資料に基づき説明があった。
 - ドラム管等仮設保管設備の廃止について
 - ✓ 平成28年5月に当該設備を撤去済みであり、当該エリアにはALPS処理済水タンクを設置している。
 - ✓ 当該設備のうちテントは再利用（又は今後再利用を計画）しており、その他（床面コンクリート等）は、既に瓦礫類として一時保管を実施済み。
 - 平成29年度において瓦礫類（ $\leq 1\text{mSv/h}$ ）の保管容量を確保することができないことに係る対応について
 - ✓ 超過分はその他の瓦礫類と混ざらないよう容器に詰めて1mSv/h以上の一時保管エリアにて一時保管する計画である。
 - ✓ 当該瓦礫類は、固体廃棄物貯蔵庫第9棟竣工後、容器に詰めたまま固体廃棄物貯蔵庫第9棟へ運搬して一時保管する計画である。
- 東京電力から、固体廃棄物貯蔵庫第9棟の工程見直しに伴う実施計画の変更申請の遅れについて、説明があった。
 - 事象
 - 当該事象を引き起こした原因
 - 再発防止対策
 - 対応及びその時期
- 原子力規制庁から、一時保管エリアAAにおいて約10.4mもの積み上げ高さで一時保管することの安定性評価について、説明することを求めた。

6. その他

資料：

- 瓦礫等一時保管エリアの新設・変更・廃止及びドラム缶等仮設保管設備の廃止について
- 固体廃棄物貯蔵庫第9棟の工程見直しに伴う実施計画の変更申請の遅れについて